

市第 161 号議案関連資料

横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

1 趣 旨

平成 24 年 5 月 11 日に公布された「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（以下「**特別措置法**」という。）」の第 37 条において準用する特別措置法第 26 条の規定に基づき、本市が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する体制を整備するため、必要な条例案を提出するものです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

第26条 第22条から前条まで及び第33条第2項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第37条 第25条及び第26条の規定は、市町村対策本部について準用する。（以下略）

2 横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例案について

第1条	(趣旨) この条例は、 新型インフルエンザ等対策特別措置法 （平成 24 年法律第 31 号。以下「 法 」という。）第 37 条において準用する 法 第 26 条の規定に基づき、 横浜市新型インフルエンザ等対策本部 （以下「 本部 」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	(組織) 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「 本部長 」という。）は、本部の事務を総括する。 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「 副本部長 」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「 本部員 」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。
第3条 第1項 第2項	(会議) 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「 会議 」という。）を招集する。 本部長は、 法 第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
第4条 第1項 第2項 第3項 第4項	(部) 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。 部長は、部の事務を掌理する。
第5条 第1項 第2項 第3項 第4項	(区新型インフルエンザ等対策本部) 本部長は、区の区域における本部の事務を処理するため、本部に 区新型インフルエンザ等対策本部 （以下「 区本部 」という。）を置くことができる。 区本部に属すべき本部員は、本部長が指名する。 区本部に 区新型インフルエンザ等対策本部長 （以下「 区本部長 」という。）を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。 区本部長は、区本部の事務を掌理する。
第6条	(委任) この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
附 則	この条例は、法の施行の日から施行する。

3 その他（行動計画）

事業者及び住民への情報提供や住民への予防接種など、市町村が実施する具体的な措置及び実施体制については、特別措置法により、行動計画で定めることとなっています。

本市の行動計画については、25 年度以降に示される予定の国・県の行動計画に基づいて作成してまいります。

1 制定の背景

平成 21 年に発生した新型インフルエンザは弱毒型でしたが、今後、強毒型の新型インフルエンザの発生が懸念されています。そのため、国民の行動を制限するなど各種対策の法的根拠を明らかにする必要性がありました。

2 特別措置法の概要（市町村が関わる主な対応）

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」）に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的として、次のことを定めています。

（1）体制整備

- ア 対策本部条例の制定
- イ 行動計画の作成

（2）新型インフルエンザ等緊急事態宣言※に伴う措置

- ア 外出自粛要請、興行場・催物等の制限等の要請・指示（都道府県との連携）
- イ 住民に対する予防接種の実施（市町村が行う措置）
- ウ 医療提供体制の確保（都道府県との連携）

※ 政府対策本部長は、病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、この宣言以降、緊急事態措置を講じることができます。

3 市町村対策本部について

特別措置法では、市町村対策本部の所掌事務、組織及び設置に関することが定められています。

（1）所掌事務

市町村対策本部は、市町村が実施する当該区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を行います。

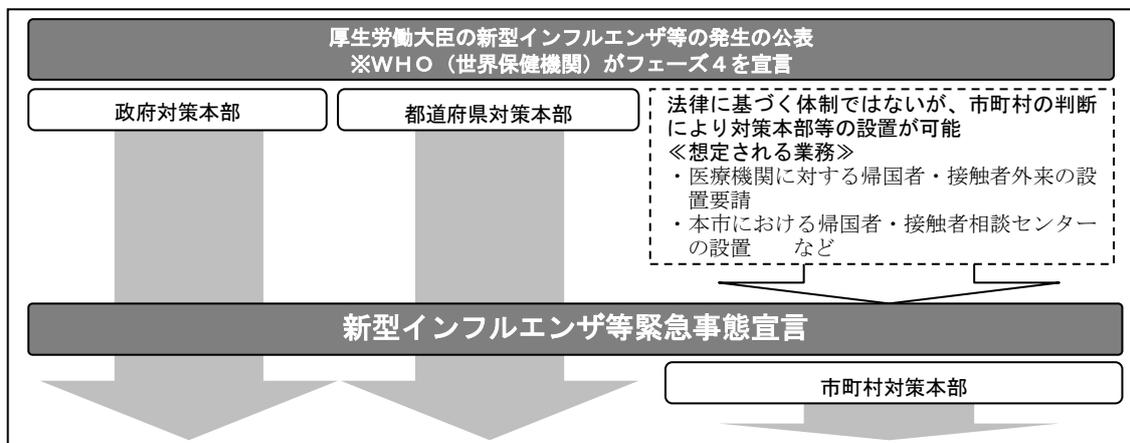
（2）組織

市町村対策本部長は、市町村長をもって充て、本部員は副市町村長、教育長、消防長及び市町村職員のうちから市町村長が任命する者をもって組織します。

（3）設置時期

国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に対策本部を設置し、市町村は国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行ったときに直ちに設置します。（下図参照）

〔対策本部の設置時期〕



4 施行期日

公布の日※から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 平成 24 年 5 月 11 日